

令和6年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月30日（月曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子
土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳
鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美

欠席委員

【農業委員】 田上 みゆき

【農地利用最適化推進委員】 上村 ゆかり

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	田中 美千代	農地調整係主任主事	馬越脇 浩

議 題

- 議案第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 30号 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて
- 議案第 31号 農用地利用集積計画について
- 議案第 32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 33号 非農地証明願いについて
- 議案第 34号 農地利用最適化推進委員の辞任について

事務局長	ただいまから、令和6年9月定例農業委員会総会を開催いたします。 ご起立をお願いします。 一同礼。 ご着席ください。 初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。
議長（会長）	（挨拶並びに会務報告） 次に、委員の出席状況を報告いたします。 本日の出席状況は、田上委員、上村委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。 よって、ただいまの出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員16名で、定足数に達しております。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に竹下会長代理と新原委員を指名いたします。 それでは、ただいまから9月の議事に入ります。 議案第29号から議案第34号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いいたします。
事務局長	（議案朗読）
議長（会長）	次に、議案第29号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 1ページをご覧ください。 今月の許可申請件数は、所有権移転のみ2件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略をご説

議長（会長）	明いたします。 それでは、次の２ページに入ります。 整理番号１番、畑１筆、１７９平米の売買です。 価格は〇〇円です。 備考欄の通り増田委員の掘り起こしです。 次、整理番号２番、田１筆、３，４３６平米の売買です。 価格は〇〇円です。 備考欄の通り、こちらも増田委員の掘り起こしです。 以上所有権移転２件です。 ご審議方よろしくお願いします。 事務局の説明が終わりました。 議案第２９号については、各担当委員等に現地確認等をしていただいております。 土地の現地確認と、申請人、受け人の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。 まず、所有権移転、整理番号１番の土地及び申請人の報告を増田委員にお願いいたします。
増田委員	整理番号１番について報告します。 申請人、受け人、申請農地の両方の調査について、申請地及びその周辺の状況ですが、申請地は畑で、周辺は畑と宅地が混在した場所です。 受け人の営農状況は兼業農家です。 水田は現在持っておられますが、貸されております。 地域との調和について、譲受人は兼業ですが、取得後営農はされるということです。以上です。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号２番の土地及び申請人、受け人の報告を同じく増田委員にお願いいたします。
増田委員	整理番号２番について、申請人、受け人、申請農地の両方につい

	て報告いたします。 申請地は基盤整備済みで、周辺一帯も基盤整備された水田地帯です。 受け人の営農状況ですが、畜産プラス園芸プラス水田主体の専業農家です。 この方は〇〇〇〇の次男さんです。 地域との調和について、譲受人は専業農家で後継人ですが、周知の管理も行き届いており問題ないと判断します。 皆様のご審議方よろしくお願いいたします。
議長（会長）	各委員からの調査報告が終わりました。
事務局	続きまして、事務局で判断根拠の説明をお願いいたします。 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。 農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありました通り、地域との調和要件など問題はないということでございます。 したがいまして、計2件につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご報告いたします。
議長（会長）	これより議案第29号の審議に入ります。
	各委員の質疑を求めます。
	質疑はありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
	お諮りいたします。
	議案第29号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長（会長）	長くなりましたが、それでは議案の内容についてご説明いたします。 次の４ページになります。 整理番号１番。買受適格証明願いの申請人は議案書に記載の通りで、申請地は、次の５ページまでの通り、田６筆の計６，０９１平米で、移動の理由は規模拡大であります。 また、備考欄の通り競売の入札期間は、令和６年〇〇月〇〇日から同〇〇月〇〇日までです。 当該申請者につきましては、市内複数の農地を耕作し、水稻や飼料を栽培しており大農機具も複数所有しております。 労働力については、申請者以外に親族を含め〇人の農業従事者がおられます。 次に、整理番号２番、申請人は議案書に記載の通りで、農地は次の６ページまでの通り、田４筆の計４，９２４平米で、移動の理由は規模拡大であります。 また、同じ案件の競売のため、備考欄の通り競売の入札期間は整理番号１番と同じであります。 当該申請者につきましては、市内に２筆の田を所有していますが、聞き取りでは、現在自身では耕作せず相対により耕作しているとのことです。 申請農地の落札後は、現所有地も含め水稻を栽培するとのことです。 大農機具は軽トラックのみ所有しており、落札した場合にはトラクター及び田植機を購入する予定とのことであり、労働力については申請人１人のみであります。 説明は以上となります。 ご審議方よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。
--------	--

坂元委員	議案第30号については、農地法第3条の許可要件に基づいておりますので、委員等に現地確認等をいただいております。 土地の現地確認と、申請人、受け人の確認の状況について各委員から報告をしていただきます。 整理番号1番については、土地の現地確認の報告を坂元委員に、申請人、受け人の報告を土器委員にお願いします。 まずは、土地の報告を坂元委員にお願いいたします。 それでは、整理番号1番の農地計6筆と、整理番号2番の農地計4筆は、農地4筆が重複しますのでまとめてご報告いたします。 申請農地は〇〇自治会内にあり、国道〇〇号から〇〇橋を渡って東側へ約500メートルの位置にあります。 基盤整備済みで、周辺一帯は宅地と水田が混在しています。 農地の形状は長方形で、日照、接道、用排水も良好です。 申請農地の648平米と519平米の2筆は1枚になっており、以前は飼料稲が作付けされていたようですが、現在は何も作付けされておらず、調査時は草刈がされておりました。 そして、782平米、581平米、786平米この3筆が1枚になっており、水路を挟んで、あとの2、775平米この1筆を含んだ計4筆は、現在水稻が作付けされておりました。 以上報告いたします。
議長（会長） 土器委員	続きまして、申請人の報告を土器委員にお願いいたします。 申請人の〇〇〇〇さんは〇〇地区で、〇〇を退職されてからいま農業を規模拡大し一生懸命頑張っておられます。 畦畔の管理や水田の管理は、私の農地が近くで作業が一緒になりますが、管理等良くされており問題ないと思います。 皆様方のご審議をお願いいたします。
議長（会長）	次に、整理番号2番については、土地の現地確認の報告は整理番号1番での坂元委員の報告に含まれておりますので省略し、申請

山口委員	人受け人の報告を山口委員お願いいたします。 農地法第3条の買受適格証明願いの整理番号2番について報告いたします。 9月22日、日曜日、午後5時本人宅に行きました。 本人から20分お話を聞きましたが、男○人、女○人の子供がえびの市で働いています。 食糧が足りないということで、ぜひ買いたいということでした。 営農状況としましては、先ほど事務局から申し上げた通り1反歩作っておりますが、そこを見に行きました。 管理も行き届いておりました。 営農状況としましては、兼業ということです。 渡し人との関係は○○です。 後継者は、○○に○人、もう○人兄弟の男の子がおりますが、後継者としては○人いらっしゃいます。 取得後の状況につきましては、田んぼとして耕作していくということです。 周辺農地の畦畔については良好です。 地域との調和についてはしっかりと取り組んでいくということでございますので、私としましては適格者ではないかと判断をいたしました。
議長（会長）	各委員から説明が終わりました。 続きまして事務局より、判断根拠の説明をお願いいたします。 判断根拠を申し上げます。
事務局	整理番号1番の申請者につきましては、農地法第3条第2項第1号から5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、いずれも該当しないと思われます。 また、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件は、ただい

議長（会長）	ま報告がありました通りであります。 次に整理番号２番の申請者につきましては、先ほど説明しましたように、現在所有している農地は相対により耕作をさせていることから、農地法第３条第２項第１号の農地をすべて効率よく耕作しなければならないこと、また、同じく第４号の農作業の常時従事１５０日以上要件に該当しますが、申請書及び聞き取りにおいては、農地取得後には申請の農地も含め自身で耕作するとのことですので、第１号から第５号まで該当することはないものと思われます。 また、農地法第３条第２項第６号の地域との調和要件は、ただいま報告がありました通りであります。 以上、計２件につきましては農地法第３条第２項各号に該当しないものと考えます。 以上、ご報告いたします。 これより議案第３０号の審議に入りますが、事務局及び委員から説明がありましたように、整理番号２番は事務局の聞き取りでは農地法第３条第２項第１号及び同項第４号を現状では満たしてませんが、取得後はいずれも満たすとの申請人の主張です。 これを踏まえ各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第３０号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よってお諮りの通り決定いたします。

事務局	申請人に対しては、買受適格証明書を交付します。 また、買受者から農地法第3条の許可申請があった場合には許可書を交付いたします。 次に、議案第31号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。 議案第31号、農用地利用集積計画について説明いたします。 7ページをご覧ください。 今月の計画件数は、所有権移転1件となっております。 申出人の住所、氏名、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。 8ページです。 整理番号1番は、畑2筆、1, 253平米の売買です。 価格は〇〇円です。 以上計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 それでは議案第31号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第31号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお

議長（会長）	願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よって、議案第３１号はお諮りの通り決定いたします。 また、決定した旨を市長へ通知いたします。 次に、議案第３２号、「農地法第５条の規定による許可申請について」及び議案第３３号、「非農地証明願いについて」を一括議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第３２号、農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。 ９ページをお開きください。 申請件数は２件です。 申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。 １０ページです。 整理番号１番、申請地は大字〇〇、畑１筆、８８５平米を太陽光発電設備として申請するものです。 権利関係は地上権で、３０年間です。 工事期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっています。 事業費につきましては、土地代が地上権契約による月払い、造成費・建築費〇〇円を自己資金にて対応されます。 雨水については、地下浸透にて処理されます。 整理番号２番、申請地は大字〇〇、畑１筆１５８平米を中古住宅購入に伴う付属建物車庫兼物置を迫認で申請するものです。 申請者からのてん末書の提出がございます。 権利関係は売買です。

	資金につきましては、住宅を含んだ全価格〇〇円を融資にて対応されます。 申請地分の代金としては、土地代〇〇円、建物代〇〇円、計〇〇円です。 雨水については、地下浸透にて処理されます。 続きまして、議案第33号、非農地証明願いについてご説明いたします。 11ページをお開きください。 今月の非農地申請件数は6件です。 申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。 整理番号2番、申請地は大字〇〇、畑1筆、101平米です。 申請理由は山林です。 整理番号3番、申請地は大字〇〇、畑4筆、6,276平米です。 申請理由は山林です。 整理番号4番、申請地は大字〇〇、畑5筆、7,161平米です。 申請理由は山林です。 整理番号5番、申請地は大字〇〇、畑1筆、502平米で、申請理由は山林です。 整理番号6番、申請地は大字〇〇、畑1筆、816平米です。 申請理由は山林です。 整理番号7番、8番、9番は同一案件です。 整理番号7番、申請地は大字〇〇、牧場1筆、11,180平米です。 申請理由は宅地です。 整理番号8番、申請地は大字〇〇、牧場1筆、4,562平米です。 申請理由は原野です。
--	--

議長（会長） 前原第３小委員会 副委員長	整理番号９番、申請地は大字〇〇、牧場１筆、３，０１０平米です。 申請理由は山林です。 以上ご審議方よろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。 議案第３２号及び議案第３３号については、さる９月２７日に第３小委員会で審議がされておりますので、ここで第３小委員会副委員長から報告をお願いいたします。 前原第３小委員会副委員長にお願いします。 それでは、第３小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、９月２７日に委員７名、事務局３名の計１０名の出席の下、第３小委員会を開催いたしました。 今回の審査した案件は、農地法第５条申請２件、非農地証明願い６件、計８件でございます。 初めに、議案第３２号、農地法５条申請、整理番号１番についてご説明いたします。 譲受人は太陽光発電を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。 場所は、国道〇〇号から〇〇方面へ、西へ向かって約５００メートル進んだ道路北側に位置します。 申請地の状況は農地ですが、耕作されておらず周囲は農地と宅地が混在していました。 隣接地の状況は、北側は農地、南側は市道、東側は農道、西側には太陽光パネルが設置してありました。 周辺には太陽光パネルが外に設置されておりまして、今回においても太陽光パネルへの転用はやむを得ず周囲の農地への影響はないと判断いたしました。 その他、特に問題は見当たりませんでした。
---	---

	次、整理番号2番についてご説明いたします。 譲受人は中古住宅の購入に伴い付属の車庫兼駐車場を取得したく、追認申請するものです。 申請地は、生前に申請者の親が居住されていて、自宅隣に車庫兼駐車場を設置され、宅地として一体利用されていたものであります。場所は〇〇の〇〇より〇〇方面へ約200メートルの道路沿いに位置します。 申請地の状況は、集落内で周囲は宅地に囲まれておりまして、隣接地の状況は、北側は道路、南側は農地、西側は宅地と農地、東側は宅地です。 農地のまとまりがない場所でありまして、周囲への農地への影響もないと判断いたしました。 その他、特に問題は見当たりませんでした。 次に、議案第33号、非農地証明願いについてご説明いたします。 整理番号2番の申出地は、〇〇地区にあり、〇〇の南約600メートルのところに位置します。 申請地は、〇〇から南へ、新設された市道沿いにございます。 申請地の状況は、まとまった山林の端に当たり西側畑が接しております。 状況は、竹が繁茂し一部杉が植林されており、杉は植林後10年以上経過していると思われます。 隣接地の状況は、北側と東側が山林、南側が道路、西側は農地です。 申請地一帯はすでに山林化しており、西に畑が接しておりますが、状況から判断しましても非農地としてやむを得ないと判断いたしました。 整理番号3番の申出地は、4筆ともまとまっております。 場所は、〇〇地区の〇〇〇〇から農免道路〇〇〇〇を東に約1キ
--	--

	ロメートル進み、さらに北側へ約500メートルのところに位置します。 周囲は、いずれも杉が植林され、山林化しています。 今後杉の伐採がなされるとのことです。 現況は、植林後10年以上経過していると思われます。 申請地へは軽自動車が行ける程度の細い道がありますが、かなり狭い状態であり、公用車では行くことが困難な場所にあり、航空写真、現況写真及び事務局から説明による判断といたしました。 周囲は山林化しており、周囲に農地は存在せず非農地としてやむを得ないと判断いたしました。 整理番号4番の申出地は〇〇〇〇沿いの〇〇から南へ進み、〇〇へ行く途中手前約1キロメートルのところに位置します。 〇〇番だけはさらに南側に400メートルほど離れた場所にあります。 現況は、植林後10年以上経過していると思われ、周囲も同様に杉が植林され山林化しております。 今後杉の伐採がなされるとのお話です。 申請地は整理番号3番と同様、航空写真、現況写真及び事務局からの説明により判断することといたしましたが、申請地一帯は山林化しており、非農地としてもやむを得ないと判断しました。 整理番号5番、申出地は大字原田字木場添にあり、整理番号3番と近接した場所にあります。 申請地は、杉が植林され、山林となっています。 この案件も同様、航空写真、現況写真及び事務局からの説明での判断といたしました。 周囲はすべて山林化しており、農地としてもやむを得ないと判断いたしました。 整理番号6番の申出地も、整理番号3番、5番と近接した場所に
--	---

議長（会長） 事務局	ございます。 また、周囲の状況等も同様で、周囲は山林化しており、申請地一帯は杉が植林されております。 この場所も同様、航空写真、現況写真及び事務局からの説明での判断といたしました。 周囲はすべて山林化しており、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。 整理番号7番から9番は同一申請となっております。 申請地は、〇〇地区の南側にあり、〇〇〇〇の東100メートル市道を南へ進み、突き当たりを東へ約450メートル進んだ道路沿いがございます。 申請地の状況は、主に豚舎等となっており、隣接地は竹や一部杉が植林され、全体として荒れた状態でした。 この物件は競売により東京の法人が取得したものであります。 周囲の状況は、北側が山林、南側・西側が牧場、東側が道路です。 いずれも登記地目が牧場でありますので、元々農地ではないことから現況を踏まえ非農地証明書を発行しても問題ないと判断いたしました。 以上、第3小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条申請2件、非農地証明願い6件、計8件については、全会一致で許可相当または非農地として承認相当と判断いたしました。 皆様のご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。 判断根拠をご説明いたします。 農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。
-----------------------	---

	立地基準につきましても、小委員会副委員長報告にありました通り問題ないとのことでございます。 また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。 よりまして、今月の議案第３２号から３３号の計８件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断いたします。
議長（会長）	第３小委員会副委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第３２号及び議案第３３号の審議に入ります。 議案第３２号及び議案第３３号について、一括して各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。
杉元委員	１０ページの整理番号１番の件です。 地上権が３０年となっていますが、この賃貸料がどのぐらいになりますか。
事務局	賃貸料ということですが、月払いということで金額までは確認しておりません。 というのが、この転用は資金状況を確認するためのもので、月払いは転用後に発生するものなので、そこまでは審査基準の中に入っていないということで確認をしております。
議長（会長）	よろしいですか。
杉元委員	これまで（地上権の案件は）何件かありましたよね。
事務局	．．．
杉元委員	わからなければ次でいいです。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（会長）	議案第３２号及び議案第３３号に対する第３小委員会の判断は、許可相当及び非農地として承認相当であります。 また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当であります。 お諮りいたします。 議案第３２号及び議案第３３号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 議案第３２号及び議案第３３号は、原案の通り決定いたします。 また、議案第３２号については許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、議案第３４号、「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第３４号の説明をいたします。 農地利用最適化推進委員の辞任についてでございますが、議案書１７ページでございます。 辞任の願出者につきましては、増田賢造さんでございます。 辞任願出日は、令和６年９月２４日です。 辞任の理由につきましては、令和６年１０月１日から農業委員会委員に就任することが現段階で内定しているということでございますので、農業委員会等に関する法律に従えば、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の兼任はできないということでございますので、本日の農業委員会総会での同意を得て委員の辞任が決まるということになりますのでご審議をお願いするものでございます。 以上よろしくお願いいたします。

議長（会長）	議案第３４号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の議事参与の制限に基づき、増田委員の退席を求めて審議を行います。 （増田委員退席）
議長（会長）	それでは、議案第３４号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第３４号について同意される委員は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長（会長）	全員同意と認めます。 議案第３４号については、原案の通り同意するものとします。 増田委員の退席を解きます。 （増田委員着席）
議長（会長）	以上で本日の議案審議は終了いたしました。 午前９時４０分